

平成 31 年度乙方式 9 月期 法務研究科 小論文  
おおまかな採点基準 (100 点満点)

◆配点

①筆者の指摘する問題点への言及 (下記)	20 点
②自説の論拠の説得性	30 点
③反対の立場の検討・配慮	30 点
④全体的な論理性、説得性、表現力	20 点
⑤裁量点	-15～+15 点

◆ゲノム編集の問題点に対する筆者の考え

・重要な遺伝子の変異が原因の遺伝子疾患を患っている「今いる患者」に対してゲノム編集を用いた治療を行うことに大きな倫理的問題はない→ 検討を要するのは、夫婦の同意により行われる「受精卵」のゲノム編集

・「ヒトも自然の一部としてできるだけ自然な状態にあることが好ましい」という生命倫理学の考え方からの検討

＊受精卵に対しゲノム編集を用いて遺伝子の変異を修復したり、目の色等の個性を変更することも、外部から遺伝子に干渉している側面はともかく、結果として生ずるのは正常遺伝子であり、「自然な状態とも見え」る

⇒ この観点からは必ずしも問題点を適切に分析できない

・受精卵のゲノム編集が用いられる目的による問題点の分析

	筆者の評価
(i) 予防医療(子への遺伝子疾患の遺伝の予防)	・ゲノム編集には標的外の DNA 切断等のリスクが存在し、そのリスクに同意するのは本人ではなく親であるところ、子の健康のために行われる予防医療は、親の生殖を目的とする不妊症治療に比して、倫理的
(ii) 不妊症治療	・「社会的にみると全ての夫婦で生殖細胞の変異を調べ、ゲノム編集を行うことは不可能でしょうから遺伝子疾患の根絶は難しい」(→ 予防医療についても、それを受けられる者とそうでない者の間の不平等招く等の社会的問題を示唆?)
(iii) デザイナーベビー(子の幸せ・親の好みのための子の性質のデザイン)	子供のデザインされた性質にこだわる親の増加、親の子に対する性質の押しつけから生ずる家族決裂の虞があり、深刻な倫理的、社会的問題生ずる

◆受精卵のゲノム編集の当否に関して考慮されうる要素

・メリット

＊遺伝子変異によって起きる先天性疾患を根本的に治療する可能性

＊生命科学の探究に役立つ可能性

・デメリット

＊ゲノム編集の失敗のリスク (標的外の DNA 切断等のリスク)

＊受精卵の遺伝子を書き換えると子々孫々まで影響が及び、思わぬ副作用が生じる虞

＊生まれていない子の「インフォームドコンセント」は不可能

＊特定の階層や集団に、感染症に強い、体が大きいなどの性質を持たせ、生存に有利にするなど、社会の平等を揺るがす虞 等

・方向性

人の細胞への応用の全面禁止、積極的な研究実施、慎重な条件付けの上で研究実施 等

**【問題文】**

(文章については、著作権の関係で当Webページには掲載しておりません。)